

人材紹介に関する基本契約書

企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

②甲または乙は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らかの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

③甲または乙が前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても契約解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により契約解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第9条 この基本契約書の有効期間は、本契約締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに、甲、乙異議のない場合は、自動的に更に1年間更新し、それ以降も同様とする。

以上、本基本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

2017年 年 日

甲

乙 東京都江戸川区臨海町5-2-2
株式会社アテナ
代表取締役社長 渡辺 剛彦
(13-コ-302075)

株式会社 アテナ

人材紹介に関する基本契約書

（以下「甲」という）と株式会社アテナ（以下「乙」という）とは、乙が甲に行う人材紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が必要とする人材採用のため、乙に人材紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

（紹介内容）

第2条 甲が依頼した求人情報に基づき、乙は該当する人材の候補を求め、該当者（以下「丙」という）に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

（採用選考）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考し、適当と認めた場合、採用する。その際、乙は甲に必要なアドバイスや、その他採用選考の支援を行う。

（対価の支払い、及び時期）

第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、丙の標準年収額（税引き前給与をいい、各種手当なども含む）の30％相当額、及びその消費税相当額を乙に支払う。

2. 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、入社日から1カ月以内の場合は第1項に定める対価の80％を、入社日から6カ月以内の場合は同50％を甲に返却する。

3. 乙が紹介した丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、受領した前項の対価は返却しない。なお、この退職が対価の支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しない。

4. 甲は、乙の請求月の末日までに、乙の指定口座に振り込む。振込手数料は、甲の負担とする。

（労働条件の明示と確認）

第5条 甲は、乙が紹介した丙の採用を決定した場合は、労働基準法第15条に基づく労働条件明示の書面（雇用条件通知書、あるいはそれに代わるもの）を丙および乙に交付し、その内容を確認する。

（情報の守秘義務）

第6条 甲および乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社情報、及び乙が紹介した人材（不採用者を含む）の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負う。

（契約に定めのない事項の取り扱い）

第7条 甲および乙は、この基本契約に定めのない事項について、又は解釈上の疑義が生じた場合は、甲、乙誠意を持って協議し、決定する。

（反社会的勢力の排除）

第8条 甲および乙は、互いの相手方に対し、自らまたは自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に関して重要な地位にある従業員ら（以下、総称して「役員等」という）が以下の各号のいずれにも該当しないこと及び以下の各号の個人または団体から如何なる出資も受けていないことを表明して、確約する。

①暴力団。

②暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）。

③暴力団関係企業または暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体。

④総会屋、社会運動標榜ゴロその他社会的勢力に該当するもの。

⑤特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員。

2. 甲および乙は、互いに相手方に対し、自らまたは自社の役員等若しくはその他第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約する。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 甲および乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合または相手方が将来前記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・通告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲および乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約するものとする。

①甲および乙は、自己の役員および正社員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係